

診断書作成指定医療機関

所在地	医療機関	電話番号(代表)
青葉区	JCHO 仙台病院	022-275-3111
	JR 仙台病院	022-266-9671
	仙台厚生病院	022-222-6181
	東北公済病院	022-227-2211
	東北大学病院	022-717-7000
	東北労災病院	022-275-1111
	内科佐藤病院	022-221-5566
宮城野区	仙台医療センター	022-293-1111
	仙台オープン病院	022-252-1111
	東北医科薬科大学病院	022-259-1221
太白区	仙台市立病院	022-308-7111
	仙台赤十字病院	022-243-1111
	JCHO 仙台南病院	022-306-1711
泉区	松田病院	022-378-5666
大河原町	みやぎ県南中核病院	0224-51-5500
名取市	宮城県立がんセンター	022-384-3151
塩竈市	坂総合病院	022-365-5175
塩竈市	塩竈市立病院	022-364-5521
大崎市	大崎市民病院	0229-23-3311
栗原市	栗原中央病院	0228-21-5330
登米市	登米市民病院	0220-22-5511
石巻市	石巻赤十字病院	0225-21-7220
気仙沼市	気仙沼市立病院	0226-22-7100

(所在地ごと50音順・平成30年12月現在)

※診断書作成指定医療機関は、専門医等による治療や診断などが可能な機関として宮城県が指定したものです。

※インターフェロンフリー治療に係る診断書は、診断書作成医療機関の医師のうち、肝臓専門医・消化器病専門医に限り、作成することができます。

また、インターフェロンフリー治療後に実施するインターフェロン治療についても、同様となります。

お問合せ(申請先)窓口

申請手続き等についてはお住まい市区町村を管轄する下記の県保健所・仙台市各区の保健福祉センターにお問い合わせください。

保健所	電話番号
仙台市青葉区保健福祉センター管理課	代 022-225-7211
仙台市宮城野区保健福祉センター管理課	代 022-291-2111
仙台市若林区保健福祉センター管理課	代 022-282-1111
仙台市太白区保健福祉センター管理課	代 022-247-1111
仙台市泉区保健福祉センター管理課	代 022-372-3111
仙南保健所疾病対策班	0224-53-3121
塩釜保健所疾病対策班	022-363-5504
塩釜保健所岩沼支所地域保健班	0223-22-2189
塩釜保健所黒川支所地域保健班	022-358-1111
大崎保健所疾病対策班	0229-91-0714
栗原保健所疾病対策班	0228-22-2117
登米保健所疾病対策班	0220-22-6119
石巻保健所疾病対策班	0225-95-1430
気仙沼保健所疾病対策班	0226-22-6662

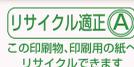
～このリーフレットに関するお問い合わせ先～

宮城県 保健福祉部
疾病・感染症対策室 感染症対策班
 TEL 022-211-2632 FAX 022-211-2697
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/kaneninf.html>

肝炎の診療等に関する御相談は県肝疾患連携拠点病院で受け付けています

相談窓口

東北大学病院 肝疾患相談室
 TEL 022-717-7031



再生紙を使用しています。

B型・C型 ウイルス性肝炎 患者のみなさまへ

～肝炎治療にかかる
医療費を助成します。～

対象医療

- インターフェロン治療
- 核酸アナログ製剤治療
- インターフェロンフリー治療

宮 城 県

肝炎治療特別促進事業

肝炎治療特別促進事業は、B型及びC型肝炎の方に対する早期治療をすすめるため、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療の医療費を助成し、治療を受けやすい環境を整え、将来の肝硬変や肝がんの予防、健康の保持を目的として行います。

助成の対象医療・対象者は

(1) 対象医療

- ・ B型肝炎に対して行われる、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療
- ・ C型肝炎に対して行われる、インターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療
- ・ これらの治療を継続して行うために必要な医療

※対象医療は、保険適用となっている医療です。また、肝庇護療法やB型肝炎ウイルスの再活性化予防のための核酸アナログ製剤治療など対象とならない治療もあります。詳しくは、担当の医師にお尋ねください。

(2) 対象者（次の項目全てを満たす方）

- ・ 宮城県内に住民票を有する方
- ・ 各医療保険に加入している方とその扶養家族
- ・ 県の認定を受けた方

※宮城県以外に住民票を有する方は、住民票のある自治体へお問い合わせください。

助成を受けるには

医療費の助成を希望される方は、必要書類を添えて、お住まいの市区町村を管轄する保健所等へ申請し、県の認定を受ける必要があります。

【必要書類】

- ①『肝炎治療受給者証交付申請書』
- ②『肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書』（※₁）
- ③助成対象の方の健康保険証等の写し
- ④世帯全員の記載がある住民票（住民票謄本）
- ⑤世帯全員の市町村民税課税（非課税）を証明する書類（※₂）

※₁ ②『肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書』は宮城県が指定する「診断書作成指定医療機関（裏面参照）」で作成する必要があります。診断書の作成にあたっては、担当の医師とよく相談してください。

※₂ ⑤月額自己負担限度額は世帯の市町村民税（所得割）課税年額の合算により決定されます。ただし、その合算対象からの除外を希望する同一世帯の方がいる場合、⑤に加えて、助成対象の方及びその配偶者と除外を希望する方について、地方税法上・医療保険上の扶養関係となっていないことを確認できる書類を提出ください。（詳しくは県又は保健所にお問い合わせください。）

申請時に気をつけることは

- ・ 受給者証の認定は、申請書が保健所に提出された月以降となります。

例) 1月に提出された場合、助成は1月以降となります。

- ・ 核酸アナログ製剤治療の更新申請を行う場合に限り、診断書に代えて確認書により、申請することができます。

※申請様式は各保健所に備えています。また、宮城県疾病・感染症対策室のホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/sinsei-tetuduki.html>) からダウンロードできます。

認定を受けると

認定を受けると「肝炎治療受給者証」が交付されます。

治療を受ける際は健康保険等の被保険者証と併せて「肝炎治療受給者証」を医療機関・薬局の窓口へ提示してください。

助成対象医療に係る自己負担限度額は、下表の区分のとおりとなります。

※治療を受けることができる医療機関は県が指定する医療機関・薬局に限ります。詳しくは県又は保健所にお問い合わせください。

※事情により県外の医療機関・薬局を受診する必要がある方は、事前に県にお問い合わせください。

【月額自己負担限度額】

世帯の市町村民税（所得割） 課税年額	月額自己負担 限度額
235,000円以上	20,000円
235,000円未満	10,000円

受給者証（認定）の有効期間について

有効期間は1年以内の治療に即した期間です。

- ・ インターフェロン治療については、治療内容により期間延長や再治療等ができる場合があります。
- ・ 核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続を必要と判断した場合、有効期間の更新ができます。
- ・ インターフェロンフリー治療については、医師（肝疾患診療連携拠点病院の肝臓専門医）が必要と判断した場合、これまで適用したことのない薬剤による再治療の申請を行うことができます。